

四半期報告書

(金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく報告書)

四半期会計期間 自 平成30年7月1日
(第65期第2四半期) 至 平成30年9月30日

佐藤食品工業株式会社

(E00484)

第 65 期第 2 四半期（自平成 30 年 7 月 1 日 至平成 30 年 9 月 30 日）

四 半 期 報 告 書

- 本書は金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に基づく四半期報告書を、同法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

佐藤食品工業株式会社

目次

第 65 期四半期報告書	頁
【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第 1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第 2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	4
第 3 【提出会社の状況】	5
1 【株式等の状況】	5
2 【役員の状況】	8
第 4 【経理の状況】	9
1 【四半期財務諸表】	10
2 【その他】	19
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	20

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成30年11月9日

【四半期会計期間】 第65期第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)

【会社名】 佐藤食品工業株式会社

【英訳名】 SATO FOODS INDUSTRIES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 佐藤 仁一

【本店の所在の場所】 愛知県小牧市堀の内四丁目154番地

【電話番号】 (0568)77—7316(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 上田 正博

【最寄りの連絡場所】 愛知県小牧市堀の内四丁目154番地

【電話番号】 (0568)77—7316(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 上田 正博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期 第2四半期累計期間	第65期 第2四半期累計期間	第64期
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高 (千円)	3,200,656	3,322,040	6,640,985
経常利益 (千円)	547,591	557,165	1,248,760
四半期(当期)純利益 (千円)	400,360	382,366	954,861
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	3,672,275	3,672,275	3,672,275
発行済株式総数 (株)	9,326,460	9,326,460	9,326,460
純資産額 (千円)	15,193,019	15,866,866	15,557,851
総資産額 (千円)	17,310,950	18,055,079	17,885,293
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	64.09	61.21	152.86
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	63.74	60.82	152.03
1株当たり配当額 (円)	15.00	15.00	30.00
自己資本比率 (%)	87.6	87.7	86.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	579,007	359,645	1,323,196
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△543	△206,998	△120,588
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△93,896	△123,684	△127,682
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	5,731,225	6,350,545	6,321,583

回次	第64期 第2四半期会計期間	第65期 第2四半期会計期間
会計期間	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	28.54	25.77

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、前第2四半期累計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また当社は、子会社及び関連会社を一切有しておりません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前事業年度との比較・分析を行っております。

（1）業績の状況

当第2四半期累計期間における我が国経済は、企業収益の改善や設備投資の拡大が見られるなど、緩やかな回復基調が続きましたが、通商政策を巡る米中の対立が継続しており、先行きが不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと、当社の当第2四半期累計期間における売上実績は、茶エキスにつきましては、ほうじ茶エキス・紅茶エキス・麦茶エキス等が増加したものの、緑茶エキス等が減少したため、売上高は1,668百万円（対前年同四半期比 0.6%減）となりました。

粉末天然調味料につきましては、粉末椎茸・粉末昆布等が減少したものの、粉末鰹節等が増加したため、売上高は875百万円（同 5.5%増）となりました。

液体天然調味料につきましては、椎茸エキス等が増加したものの、鰹節エキス・昆布エキス等が減少したため、売上高は348百万円（同 0.2%減）となりました。

植物エキスにつきましては、果実エキス等が増加したため、売上高は362百万円（同 24.4%増）となりました。

粉末酒につきましては、梅酒タイプ・ラムタイプ等が増加したため、売上高は64百万円（同 30.7%増）となりました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は3,322百万円（同 3.8%増）となり、前年同四半期に比べ121百万円増加しました。

損益面につきましては、売上高の増加により営業利益は516百万円（同 3.2%増）、経常利益は557百万円（同 1.7%増）となりました。また、法人税等190百万円（同 2.8%増）を計上したため、四半期純利益は382百万円（同 4.5%減）となりました。

なお、当社は食品加工事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における資産合計は 18,055百万円となり、前事業年度末に比べ 169百万円増加しました。

流動資産については 9,478百万円となり、前事業年度末に比べ 138百万円増加しました。主に、売上債権が 25百万円減少したものの、たな卸資産が 110百万円、現金及び預金が 28百万円、それぞれ増加したことによります。

固定資産については 8,576百万円となり、前事業年度末に比べ 31百万円増加しました。主に、投資有価証券が 18百万円増加したことによります。

負債合計は 2,188百万円となり、前事業年度末に比べ 139百万円減少しました。

流動負債については 1,971百万円となり、前事業年度末に比べ 143百万円減少しました。主に、仕入債務が 104百万円、未払法人税等が 66百万円、それぞれ減少したことによります。

固定負債については 216百万円となり、前事業年度末に比べ 4百万円増加しました。主に、繰延税金負債が 4百万円増加したことによります。

純資産合計は 15,866百万円となり、前事業年度末に比べ 309百万円増加しました。主に、配当金の支出により 93百万円減少したものの、四半期純利益 382百万円を計上し、その他有価証券評価差額金が 12百万円増加したことによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ 28百万円増加し、6,350百万円となりました。

なお、当第2四半期累計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動による資金の増加は、359百万円(前年同四半期は 579百万円の増加)となりました。これは主に、税引前四半期純利益 573百万円及び、法人税等の支払額 254百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動による資金の減少は、206百万円(前年同四半期は 0百万円の減少)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出 192百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動による資金の減少は、123百万円(前年同四半期は 93百万円の減少)となりました。これは主に、配当金の支払額 93百万円、短期借入金の返済による支出 30百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期累計期間の研究開発費の総額は 94百万円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,000,000
計	27,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年11月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,326,460	9,326,460	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株で あります。
計	9,326,460	9,326,460	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成30年7月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6
新株予約権の数(個)※	601(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 6,010(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1
新株予約権の行使期間※	平成30年8月7日～平成60年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,317 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件※	当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)3

※ 新株予約権証券の発行時(平成30年8月6日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、10株であります。
新株予約権割当て後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
2. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年9月30日	—	9,326,460	—	3,672,275	—	3,932,375

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成30年9月30日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
佐藤仁一	愛知県岩倉市	2,038	32.63
横浜冷凍株式会社	神奈川県横浜市西区 みなとみらい4丁目6番2号	579	9.27
ブルドックソース株式会社	東京都中央区日本橋兜町11番5号	390	6.24
新興プランテック株式会社	神奈川県横浜市磯子区 新磯子町27番地5	295	4.73
株式会社名古屋銀行	愛知県名古屋市中区 錦3丁目19番17号	271	4.34
株式会社愛知銀行	愛知県名古屋市中区 栄3丁目14番12号	267	4.28
湯原善衛	愛知県瀬戸市	252	4.03
佐藤京子	愛知県岩倉市	203	3.26
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地	200	3.20
湯原幸子	愛知県瀬戸市	152	2.43
計	—	4,650	74.44

(注) 上記の他、当社所有の自己株式 3,079千株があります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,079,900	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,236,500	62,365	同上
単元未満株式	普通株式 10,060	—	—
発行済株式総数	9,326,460	—	—
総株主の議決権	—	62,365	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式 42株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 佐藤食品工業株式会社	愛知県小牧市堀の内 四丁目154番地	3,079,900	—	3,079,900	33.02
計	—	3,079,900	—	3,079,900	33.02

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、平成30年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人となりました。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,321,583	6,350,545
受取手形及び売掛金	※1 1,538,215	※1 1,513,053
製品	678,687	765,983
仕掛品	380,004	398,068
原材料及び貯蔵品	387,599	393,236
その他	34,294	57,540
貸倒引当金	△154	—
流動資産合計	9,340,231	9,478,428
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,765,476	1,740,746
機械及び装置（純額）	1,229,046	1,159,867
土地	2,468,073	2,558,304
建設仮勘定	8,492	6,014
その他（純額）	106,429	114,048
有形固定資産合計	5,577,518	5,578,981
無形固定資産	18,352	15,965
投資その他の資産		
投資有価証券	2,726,689	2,745,684
破産更生債権等	1,443,567	1,443,155
その他	222,500	236,020
貸倒引当金	△1,443,567	△1,443,155
投資その他の資産合計	2,949,190	2,981,704
固定資産合計	8,545,061	8,576,650
資産合計	17,885,293	18,055,079

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成30年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	621,479	516,674
短期借入金	※2 750,000	※2 720,000
未払金	139,611	152,310
未払法人税等	281,518	214,996
賞与引当金	120,000	136,000
設備関係支払手形	1,432	1,783
その他	201,100	229,702
流動負債合計	2,115,143	1,971,467
固定負債		
役員退職慰労引当金	24,340	24,340
繰延税金負債	132,382	136,792
資産除去債務	55,576	55,612
固定負債合計	212,298	216,744
負債合計	2,327,441	2,188,212
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,672,275	3,672,275
資本剰余金	4,444,793	4,444,803
利益剰余金	10,424,770	10,713,439
自己株式	△3,429,384	△3,429,394
株主資本合計	15,112,454	15,401,123
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	420,212	432,649
評価・換算差額等合計	420,212	432,649
新株予約権	25,184	33,093
純資産合計	15,557,851	15,866,866
負債純資産合計	17,885,293	18,055,079

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
売上高	3,200,656	3,322,040
売上原価	2,269,981	2,354,456
売上総利益	930,675	967,584
販売費及び一般管理費	※ 430,117	※ 451,242
営業利益	500,558	516,341
営業外収益		
受取利息	600	595
受取配当金	41,007	38,111
貸倒引当金戻入額	1,132	566
その他	6,677	3,675
営業外収益合計	49,418	42,949
営業外費用		
支払利息	2,383	1,959
その他	1	164
営業外費用合計	2,385	2,124
経常利益	547,591	557,165
特別利益		
受取損害賠償金	2,647	—
投資有価証券売却益	36,149	1,372
受取保険金	—	15,762
特別利益合計	38,796	17,134
特別損失		
固定資産除却損	382	1,040
特別損失合計	382	1,040
税引前四半期純利益	586,005	573,259
法人税等	185,645	190,893
四半期純利益	400,360	382,366

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	586,005	573,259
減価償却費	209,333	212,908
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,132	△566
賞与引当金の増減額 (△は減少)	20,500	16,000
保険解約損益 (△は益)	△81	—
受取利息及び受取配当金	△41,608	△38,707
支払利息	2,383	1,959
有形固定資産除却損	382	1,040
投資有価証券売却損益 (△は益)	△36,149	△1,372
受取保険金	—	△15,828
売上債権の増減額 (△は増加)	△423,306	25,162
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△13,600	△111,817
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△38,797	△23,231
仕入債務の増減額 (△は減少)	199,507	△105,183
未払金の増減額 (△は減少)	20,504	△6,048
未払費用の増減額 (△は減少)	17,087	5,400
未払消費税等の増減額 (△は減少)	24,204	21,898
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	1,175	412
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	1,290	△1,323
受取損害賠償金	△2,647	—
その他	8,187	7,909
小計	533,238	561,872
利息及び配当金の受取額	41,607	38,700
保険金の受取額	—	15,828
利息の支払額	△2,385	△1,971
法人税等の支払額	△14,388	△254,785
法人税等の還付額	20,935	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	579,007	359,645

(単位：千円)

	前第 2 四半期累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月 30 日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月 30 日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△44,480	△192,703
無形固定資産の取得による支出	△444	—
投資有価証券の取得による支出	△4,542	△4,735
投資有価証券の売却による収入	56,321	3,589
長期前払費用の取得による支出	—	△1,628
その他の支出	△11,635	△12,087
その他の収入	3,929	196
その他	308	370
投資活動によるキャッシュ・フロー	△543	△206,998
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	—	△30,000
自己株式の取得による支出	△99	△25
自己株式の売却による収入	—	25
配当金の支払額	△93,797	△93,685
財務活動によるキャッシュ・フロー	△93,896	△123,684
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	484,566	28,962
現金及び現金同等物の期首残高	5,246,658	6,321,583
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 5,731,225	※ 6,350,545

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には法定実効税率を使用しております。

(追加情報)

当第2四半期累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。	

(四半期貸借対照表関係)

※1 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第2四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成30年9月30日)
受取手形	48,196千円	63,892千円

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当第2四半期会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成30年9月30日)
当座貸越限度額及び 貸出コミットメントの総額	2,300,000千円	2,300,000千円
借入実行残高	750,000千円	720,000千円
差引額	1,550,000千円	1,580,000千円

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
試験研究費	94,206千円	94,963千円
給与手当	63,400千円	67,012千円
荷造・運搬費	50,015千円	54,327千円
役員報酬	47,802千円	56,250千円
支払手数料	25,683千円	26,493千円
賞与引当金繰入額	25,175千円	25,321千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
現金及び預金	5,731,225千円	6,350,545千円
現金及び現金同等物	5,731,225千円	6,350,545千円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	93,699	15.00	平成29年3月31日	平成29年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年10月27日 取締役会	普通株式	93,698	15.00	平成29年9月30日	平成29年12月4日	利益剰余金

当第2四半期累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	93,697	15.00	平成30年3月31日	平成30年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年10月26日 取締役会	普通株式	93,697	15.00	平成30年9月30日	平成30年12月10日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、食品加工事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 2 四半期累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	64円09銭	61円21銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	400,360	382,366
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	400,360	382,366
普通株式の期中平均株式数(株)	6,246,574	6,246,511
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	63円74銭	60円82銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(株)	34,395	40,409
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

2 【その他】

(1) 中間配当

第65期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）中間配当について、平成30年10月26日開催の取締役会において、平成30年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

① 配当金の総額	93,697千円
② 1株当たりの金額	15円00銭
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成30年12月10日

(2) 重要な訴訟事件等

① 当社元取締役に対する損害賠償請求訴訟

当社は、平成21年11月11日、当社元取締役6名に対し、これらの者による過去の資産運用等について、取締役としての任務懈怠（善管注意義務違反、忠実義務違反）等があったことを理由に、これにより当社が被った損害（57億5,013万7,260円）の一部（11億円（被告2名についてはその内の3億円）およびこれに対する訴状送達日の翌日から年5分の割合による遅延損害金）について、損害賠償請求訴訟を名古屋地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、平成23年11月14日、名古屋地方裁判所からの和解勧告に従い、被告6名のうち2名について和解により解決しております。その後、平成23年11月24日、名古屋地方裁判所は、和解勧告に応じなかった被告4名のうち2名に対しては、当社の請求どおり、3億円および遅延損害金の支払いを命じ、その余の当社の請求は棄却する旨の判決を言い渡しました。当社としましては、当該判決のうち当社の請求が認められなかった部分を不服として、平成23年12月12日、名古屋高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、平成25年1月21日、名古屋高等裁判所からの和解勧告に従い、残りの2名については和解により解決しております。一方、和解による解決とならなかった2名は、名古屋地方裁判所による一審判決を不服として、平成23年12月9日、名古屋高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、平成25年3月28日、名古屋高等裁判所は、当該控訴をいずれも棄却する旨の判決を言い渡しました。その後、同2名は、平成25年4月12日付けで最高裁判所に対する上告受理の申立てを行っておりましたが、平成25年10月1日、最高裁判所は、当該申立てを上告審として受理しない旨の決定を言い渡しました。その後、同2名のうち1名については、東京地方裁判所より平成30年1月17日付けで破産手続開始決定、平成30年6月8日付けで破産手続廃止決定、平成30年6月8日付けで免責許可決定があり、同人からの回収は困難な状況となりました。なお、同2名のうちの他の1名については、現時点で回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

② 株式会社MAGねっとホールディングス（当時の商号は、株式会社MAGねっと。以下、「MAGねっと」といいます。）および株式会社ASA（当時の商号は、株式会社KEホールディングス。以下「ASA」といいます。）に対する保証債務履行請求訴訟

当社は、平成21年1月16日、株式会社SFCG（以下、「SFCG」といいます。）が発行したコマーシャル・ペーパー（額面金額15億円。以下、「本CP」といいます。）を引き受けた際、同日付けでMAGねっとおよびASAから本CPに係る償還債務全額について保証を受けておりました。その後、SFCGが平成21年2月23日、東京地方裁判所民事20部に対し民事再生手続開始を申立てたことにより、本CPに係る償還債務全額についてSFCGが期限の利益を喪失した結果、当社は、保証人であるMAGねっとおよびASAに対し、平成21年2月26日、本CPに係る15億円の保証債務履行請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、平成22年4月30日、東京地方裁判所民事第45部より、原告（当社）の被告ら（MAGねっとおよびASA）に対する総額15億円および遅延損害金の請求権の存在を認める旨の判決が言い渡されました。その後、被告らが東京高等裁判所に控訴しましたが、平成22年10月28日、東京高等裁判所第4民事部より、被告らが原告（当社）に対して、連帯して15億円および遅延損害金を支払うよう命じる判決が言い渡されております。

なお、株式会社東京証券取引所は、平成28年6月30日、MAGねっとが同日提出した有価証券報告書によって、MAGねっとが平成27年3月期決算に続いて平成28年3月期決算においても債務超過となったことが確認されたため、MAGねっと株式を平成28年8月1日に上場廃止とすることを決定し、整理銘柄に指定しました。その後、MAGねっと株式は、平成28年8月1日付けで上場廃止となりました。

今後とも、判決に基づく回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月9日

佐藤食品工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 大 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 岡 和 雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている佐藤食品工業株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第65期事業年度の第2四半期会計期間（平成30年7月1日から平成30年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、佐藤食品工業株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成30年11月9日

【会社名】 佐藤食品工業株式会社

【英訳名】 SATO FOODS INDUSTRIES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 佐藤 仁一

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 愛知県小牧市堀の内四丁目154番地

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長佐藤仁一は、当社の第65期第2四半期（自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。